

石川県立ろう学校長 様

令和 年 月 日

保護者氏名

(幼稚部・小学部・中学部・高等部・専攻科) 年 氏名

与 薬 依 頼 書(頓用薬)

下記の要領にて与薬することを依頼いたします。(太枠内を、依頼する分のみ、記入してください。)

病名又は症状						
医療機関名	病院・医院 Tel () —					
与薬の依頼期間	令和 年 月 日 ~ 月 日 () 日間					
保管方法 (○を)	常温保存 ・ 冷所保存 ・ 暗所保存 ・ その他 ()					
与薬する時間帯 (○を)	朝食前 昼食前 夕食前 就寝前 その他 ()					
	朝食後 昼食後 夕食後 (一日に計 回与薬する)					
	痛い時 かゆい時 その他 ()					
外用薬の場合の 使用方法						
薬剤情報提供書 (薬の内容) (○を)	・有り (コピー等を本書に貼付してください)					
	・無し (無しの場合は下記に薬の内容を記入してください。)					
		薬の名前	効 能	形 状	一回の量	一日の回数
	1					朝・昼・夜・就
	2					朝・昼・夜・就
3					朝・昼・夜・就	
備 考	(例：自分で飲めますので確認をしてください。少量の水に溶かして。等)					

【注意事項】

- ①原則として「与薬依頼書」及び薬は、保護者の方が担当職員に直接お渡しください。
- ②与薬を担当する職員は、これを見て与薬しますので確実に記入をしてください。
- ③定期薬と頓用薬に限って依頼期間を、下記の欄を使い再依頼することが出来ます。

上記の記載内容には変更が無く、下記の期間与薬することを依頼します。			
	保護者サイン		保護者サイン
月 日 ~ 学期末まで		月 日 ~ 学期末まで	
月 日 ~ 学期末まで			

与薬の依頼に関する要項

石川県立ろう学校

(1)与薬に関する考え方

体調がすぐれない時は、治るまで充分に家庭等で療養することが基本であるが、やむを得ない場合に限り依頼を受け、保護者に代わり与薬する。

(2)与薬の依頼を受ける薬の範囲

- ①主治医が学校生活中に与薬する必要があると処方した場合。
(症状や薬の種類によっては、服用回数を減らしたり、服用時間を調整したり出来る場合があります。保護者で主治医の先生にご確認ください。)
- ②現在の症状を診察された主治医から処方された薬であること。
(同じ症状に対応する薬であっても、以前受診した時に処方された薬や、家族に処方された薬は、扱わない。市販薬は扱わない。)
- ③解熱剤は扱わない。(※坐薬は扱わない。)
- ④与薬時に血圧や脈拍数測定、症状経過の時間観察を必要とするものは、扱わない。

(3)対象

- ①全ての幼児児童生徒

(4)方法

- ①保護者は、薬の1回分をひとまとめ(ナイロン袋やホッチキス等)にし、袋や容器に直接日付と名前を書いたもの(例：○／○○、昼食後 ろう学太郎)を依頼職員に預ける。
- ②薬は、登校する時に、原則、その日の分だけ持参する。
(症状や薬の種類によって、飲み損じ等があってはならない場合のみ“予備”と書いたもの<例：昼食後予備 ろう学太郎>を、持参する。)
(修学旅行は遠方の為、必ず“予備”として全日程分の倍量(全てを2セット)を持参する。)
(寄宿舎生は週の始めに登校する日に、その週の分を持参する。)->1週間分以上は受けとらない。
- ③その日に与薬を担当する職員は、「与薬依頼書」を見て、確実に与薬を行う。

(5)手続き

- ①「与薬依頼書」を提出する。
- ②定期薬／臨時薬／頓用薬／宿泊時は、それぞれ分けて、その都度、提出する。

定 期 薬	普段の登校時間内(登校～下校)に、毎日使用する薬。 (抗てんかん薬、喘息の薬、安定剤 等)
臨 時 薬	普段の登校時間内(登校～下校)に臨時的に数日間使用する薬。 (風邪薬、けがの後の抗生物質 等)
頓 用 薬	普段の登校時間内(登校～下校)に、症状が現れた時だけ使用する薬。 (じんましんの薬、かゆみ止め、鎮痛薬 等)
宿 泊 時	普段の登校時間外に、宿泊を伴う学習時間(合宿、修学旅行)等において使用する薬。(夕食後薬、入浴後の薬、眠前薬、朝食後薬 等)

- ③依頼期間終了前に、記載の内容に変更が生じた場合は、新しい用紙に記入し、再依頼をする。
- ④頓用薬は使用しなかった場合、依頼期間終了時に、保護者に返却する。
- ⑤寄宿舎生は、学校宛と寄宿舎宛に分けて、それぞれ依頼する分のみを記入する。

(6)その他

「与薬依頼書」が必要な場合は、担任(寄宿舎生は寄宿舎指導員)に申し出る。

[illegible]